

# 情報通信行政検証委員会 検証結果報告書(最終報告)

## 1. 情報通信行政検証委員会について

令和3年1月以降発覚した総務省幹部と事業者との会食等で、行政がゆがめられたのではないかとの疑念について検証  
※ 令和3年6月4日、東北新社の外資規制違反の問題について検証結果を公表（第一次報告書）

【委員】 鹿喰 善明（明治大学総合数理学部専任教授） 原田 久（立教大学法学部教授） 横田 響子（株式会社コラボ代表取締役）  
吉野 弦太【座長】（弁護士（のぞみ法律総合事務所パートナー）） 若林 亜理砂（駒澤大学大学院法曹養成研究科教授）※

※ 令和3年6月4日から、検証活動に参加

## 2. 事実認定と評価

※ 倫理調査等で把握された会食の時期における、当該事業者に対する総務省の対応から検証対象を設定。枠囲み部分は第一次報告書で報告済み

	検証の対象	評価等	会食の評価・推論
東北新社グループ関係	平成29年1月 東北新社のBS左旋4K放送を認定<第一次報告書で報告済み>	総務省は、東北新社の外資規制違反に気付かずに認定したもので、 <b>意図的にゆがめたと認められず、会食の影響も確認できない</b> （審査方法に問題があり、 <b>審査書類の様式等を要改善</b> ）	会食は、 <b>総務省との相談をしやすくするための東北新社の渉外担当者の人脈作り</b> として、会食当時の業務上の関係の有無に関わらず、アドホックに開催された可能性
	平成29年10月 東北新社から東北新社メディアサービスへの事業承継を認可<第一次報告書で報告済み>	外資規制違反を認識しながら、4K放送認定を取り消さず、承継による違反状態解消を追認した可能性が高く、4K放送の普及推進に影響しないよう、認定を取り消さないことを適当と自己正当化した可能性、 <b>会食の有無にかかわらず、行政をゆがめた可能性</b>	
	平成30年5月 高画質化のための公募で、標準画質番組（囲碁・将棋チャンネル）を認定	高画質化の割当の端数として出た残余の帯域を活用し、他の標準画質番組並みの帯域に広げたもので、 <b>不自然な点は見当たらず、会食の影響も確認できない</b>	総務省職員は、 <b>業界の実情等を知る場</b> として参加を正当化。一人で参加することが多いことが、倫理法違反を助長
	令和2年4月～ 衛星放送の未来像WG（第2期）における政策転換（BS右旋4K化、インフラ料金負担軽減）	第1期WG後、経営問題等で事業者が撤退し、官民ともに想定外だったBS右旋の空き帯域が発生したことによるもので、 <b>不自然な点は見当たらず、会食の影響も確認できない</b>	⇒信頼性への影響を考えず、認定等の時期にも会食に参加するなど、 <b>単なる法令の知識や遵守意識の欠如</b> で片付けてはならない
NTTグループ関係	平成28年～ NTTドコモの携帯電話料金の低廉化についての総務省の対応	総務省によるガイドラインの立案過程や運用（行政指導等）、NTTドコモからの相談の対応等に、 <b>不自然な点は見当たらず、会食の影響も確認できない</b>	会食は、異動を機とした <b>仕事を円滑にするための役職段階に応じた顔合せ</b> であり、法律に基づく特殊会社というNTTの意識が影響している可能性
	平成30年11月 中間持株会社（NTT株式会社）の設立の際の総務省の対応	NTT法等の趣旨や平成11年のNTTグループの再編成の趣旨に <b>反するとは言えず</b> 、NTT持株からの相談の対応等にも、 <b>不自然な点は見当たらず、会食の影響も確認できない</b>	総務省職員は、NTTとの懇談が <b>政策立案上有意義</b> と参加を正当化。少人数の参加が、倫理法違反を助長
	令和2年12月 NTTドコモの完全子会社化の際の総務省の対応	NTT法等の趣旨や公正競争確保の観点から議論の余地はあるが、完全子会社化直後から、同社に対する新たな行為規制を検討会議※で検討するなど、総務省の対応に <b>問題があるとは言えない</b> 。 <b>完全子会社化と料金低廉化の関連も確認できない</b> 。 <b>会食の影響も確認できない</b> ※ 公正競争確保の在り方に関する検討会議（今後、行為規制の機能状況について、実効ある検証が必要）	⇒国民の目を忘れ、顔合せの会食という古いやり方を繰り返した事実は、 <b>単なる法令の知識や遵守意識の欠如</b> で片付けてはならない

## 3. 情報通信行政の信頼回復に向けて

国民や他の事業者の目を忘れて特定の事業者と会食等を重ねたことを、単なる法令遵守意識や法令知識の欠如で済ませたり、特定の意識の低い者による問題であるとして終わらせてはならない。

総務省が、情報通信行政において、政策と規制を一体的に推進するならば、国民の信頼確保に一層意を尽くすべき  
→ 総務省は、以下の5つの指針を基礎とした**信頼回復方策を自ら整理して、スケジュールを定めて実行し、その状況を、外部の目を活用して評価し、結果を国民に丁寧に示す**べき  
※ 検証で用いた職員アンケートの継続実施も期待

- 1 職員自らの説明責任の自覚（疑念が後々生ずる可能性があるものは、職員自ら記録を残し、疑念を払拭）
- 2 重要な政策決定等の組織としての適切な記録と透明化（方針変更等の場合は適切に記録を残し、その状況は定期的に点検・周知）
- 3 組織のミッションの明確化と風通しのよい組織風土作り（ミッションに沿って自らを律し行動、上司にも意見できる風土作り）
- 4 マネジメント体制の構築と仕事の属人化の排除（仕事はチームで行い、適切な情報共有とマネジメントで、公正・一貫・信頼を確保）
- 5 前例踏襲意識の打破（前例を不断に見直すとともに、会食等の場で得た体感情報の重視から客観証拠と論理に基づく意思決定への転換等）